

静岡県告示第410号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和元年11月29日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名   | 供用開始の区間  | 供用開始の期日    |
|-------|--|------------|
| 掛川浜岡線 | 御前崎市池新田字上屋後割833番の33から<br>御前崎市池新田字上屋後割833番の32まで | 令和元年11月29日 |